

<報道発表資料>

令和7年8月22日

職員の懲戒処分について

1 事件の概要

当該職員は、令和7年7月3日（木曜日）午後5時50分頃、さいたま市北区内のスーパーマーケットにて、洋菓子1点及び飲料品2点の計約500円相当の商品を万引きし、現行犯逮捕された。

2 処分の内容

(1) 対象職員

大久保浄水場 担当課長 男性 39歳

(2) 処分内容

停職3月

(3) 処分年月日

令和7年8月22日（金曜日）

(4) 処分理由

当該職員の行為は、公務に対する信用を著しく傷つける行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると認められるので、処分するものである。